

岐阜県少子化対策基本計画（第4次）の骨子案について

健康福祉部子ども・女性局子育て支援課

1 計画の位置付け

「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」に基づく「岐阜県少子化対策基本計画」として位置付けられ、以下4つの計画を兼ねる。

- ・「子ども・子育て支援法」に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく「都道府県行動計画」
- ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」
- ・国の「母子保健計画策定指針」に基づく「都道府県母子保健計画」

2 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年計画

3 少子化の現状

少子化対策の総合的な成果を示す合計特殊出生率は近年横ばい傾向にあり、平成30年は1.52で全国23位。出生数は減少傾向が続く。

	H17	H22	H26	H27	H28	H29	H30
合計特殊出生率	1.37	1.48	1.42	1.56	1.54	1.51	1.52
出生数	17,706	16,887	15,138	15,464	14,831	14,039	13,719

※合計特殊出生率の戦後の最低値(県) 1.31 (H16)

4 これまでの主な取組状況

(1) 結婚支援

- ・平成27年度に立ち上げた「ぎふマリッジサポートセンター」を中心に、市町村間をつなぐ広域お見合い、婚活イベントの支援等を実施し、成婚報告数は179組に達した。
- ・しかしながら、平均初婚年齢は上昇傾向が続いており、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は、平成30年で4.0と、平成26年の4.5に比べて低下している。

(2) 子育て支援

- ・4月1日現在の保育所等利用待機児童数は、平成26年に27名であったものが、昨年はゼロを達成するなど、保育の受け皿づくりが進んでいる。
- ・一方で、放課後児童クラブでは、昨年5月1日現在で115名の待機児童が発生。

(3) 仕事と子育ての両立支援

- ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業は昨年度末時点で3,233社と平成26年度末から2.2倍に増加し、子育て支援に取り組む機運が企業にも広まっている。
- ・男性の育児休業取得率は、平成26年度の2.6%から平成30年度は6.2%へと上昇したものの、女性の取得率と比較して未だ低水準に留まっている。

5 現状と課題

- (1) 結婚への意欲・機会
 - ・ 出会いの機会が少ない
 - ・ 家庭を持つことに対する意欲を感じない
 - ・ 若年層の女性の転出超過数が多い
- (2) 経済的状況・生活基盤
 - ・ 有配偶女性の不安定な就労の割合が高く、所得が低い
 - ・ 若年男性の不安定な就労による経済基盤の弱さが結婚の障壁となっている
- (3) 仕事と家庭の両立
 - ・ 夫の家事・育児時間が妻と比べて極めて短い
 - ・ 育児中の女性の有業率が女性全体の有業率より低い
 - ・ 男性の育児休業取得率は低水準に留まる
- (4) 育児への安心感
 - ・ 子育ての孤立化の進行・負担感の増大

6 政策の柱と施策の方向性

○第3次計画

- I 結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり
- II 子どもを安心して生み育てることができる岐阜県づくり
- III 子育てしながら仕事もできる岐阜県づくり



○第4次計画

- I 子育てを社会全体で支える意識を高めるための環境づくり
- II 若者の結婚の希望がかなえられる環境づくり
- III 働きながら子育てしやすい環境づくり
 - ・ 仕事と子育ての両立支援
 - ・ 安心して子どもを預けられる受け皿づくり
- IV 地域で子育てを支え合う仕組みづくり
 - ・ 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
 - ・ 子どもの健やかな成長支援

7 今後の主なスケジュール（予定）

令和元年	10月7日	県議会厚生環境委員会（計画骨子案の説明）
	11月	第2回少子化対策基本条例・計画部会（計画素案）
	11月	第2回ぎふ少子化対策県民連携会議（計画素案）
	12月16日	県議会厚生環境委員会（計画素案の説明）
	12月～1月	パブリックコメント
令和2年	1月	第3回少子化対策基本条例・計画部会（計画案）
	1月	第3回ぎふ少子化対策県民連携会議（計画案）
	3月	県議会議決